

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町総合介護条例 (平成12年 3 月24日 条例第25号) 第 1 条～第13条 略 (介護保険を補完する施策の実施) 第14条 町は、法第18条第 1 号に規定する介護給付及び同条第 2 号に規定する予防給付のほか、介護保険を補完する施策（介護を要する状態にある者に対する支援事業及び介護を要する状態にない高齢者等の社会参加のための事業等の予防的な事業をいう。）として、次に掲げる事業を実施する。 (1) 食の自立支援サービス (2) 生きがい活動支援通所事業 (3) 外出支援サービス <u>(4) 布団洗濯乾燥サービス</u> <u>(5) 緊急通報装置設置事業</u> 2 略 第15条～第26条 略	○幕別町総合介護条例 (平成12年 3 月24日 条例第25号) 第 1 条～第13条 略 (介護保険を補完する施策の実施) 第14条 町は、法第18条第 1 号に規定する介護給付及び同条第 2 号に規定する予防給付のほか、介護保険を補完する施策（介護を要する状態にある者に対する支援事業及び介護を要する状態にない高齢者等の社会参加のための事業等の予防的な事業をいう。）として、次に掲げる事業を実施する。 (1) 食の自立支援サービス (2) 生きがい活動支援通所事業 (3) 外出支援サービス <u>(4) 緊急通報装置設置事業</u> 2 略 第15条～第26条 略

現 行 条 例				改 正 条 例			
別表（第15条、第16条関係）				別表（第15条、第16条関係）			
事業名	対象者	事業内容	手数料等	事業名	対象者	事業内容	手数料等
略				略			
外出支援サービス	在宅の高齢者等で身体が虚弱なため公共の交通機関の利用が困難な者で一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者及びその他必要と認められる者	リフト付き車両等で、治療のための通院、リハビリ訓練等の際に、外出支援を行う。	無料	外出支援サービス	在宅の高齢者等で身体が虚弱なため公共の交通機関の利用が困難な者で一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者及びその他必要と認められる者	リフト付き車両等で、治療のための通院、リハビリ訓練等の際に、外出支援を行う。	無料
<u>布団洗濯乾燥サービス</u>	在宅の高齢者で、 <u>身体が虚弱なため布団乾燥が困難であり、かつ、要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された者のみで構成される世帯に属するもの及びその他必要と認められるもの</u>	<u>布団等の寝具の洗濯及び乾燥を行う。</u>	<u>無料</u>	緊急通報装置設置事業	在宅の高齢者等で身体が虚弱なため日常生活に支障がある者で、一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者及びその他必要と認められる者	居宅に緊急通報装置を設置（貸与）し、急病、災害等の事態が発生したときの迅速な救護を行うとともに、地域における生活援助態勢を支援する。	無料
緊急通報装置設置事業	在宅の高齢者等で身体が虚弱なため日常生活に支障がある者で、一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者及びその他必要と認められる者	居宅に緊急通報装置を設置（貸与）し、急病、災害等の事態が発生したときの迅速な救護を行うとともに、地域における生活援助態勢を支援する。	無料	備考 略			
備考 略							